

平成 2 6 年度
第 2 回 柏市健康福祉審議会
地域健康福祉専門分科会

会 議 資 料

平成 2 6 年 1 1 月 6 日

柏市保健福祉部

目 次

1	委員等名簿	1
2	【議事資料】	
	第三次地方分権一括法に伴う基準条例の制定について (民生委員・児童委員の基準定数について)	
(1)	資料1：第1回分科会でいただいた主なご意見と条例 制定の考え方について	2
(2)	資料2：「民生委員・児童委員の定数」に係る基準に ついて	5
(3)	資料3：事務局案及び試算	7
(4)	資料4：民生委員法	8
3	【報告資料】	
	第3期柏市地域健康福祉計画の重点施策について	13

■地域健康福祉専門分科会 委員 ◎会長 ○副会長

氏名	よみ	所属など
今 村 貴 彦	イマムラ タカヒコ	柏歯科医師会会長
◎ 小 林 正 之	コバヤシ マサユキ	北柏ナーシングケアセンター院長・東京慈恵会医科大学客員教授
小 松 幸 子	コマツ サチコ	柏市議会議員
齊 藤 泉	サイトウ イズミ	柏市薬剤師会副会長
鈴 木 五 郎	スズキ ゴロウ	社会福祉法人柏市社会福祉協議会理事
妹 尾 桂 子	セノオ ケイコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長
長 瀬 慈 村	ナガセ ジソン	柏市医師会副会長
○ 中 谷 茂 章	ナカタニ シゲアキ	柏市社会福祉協議会会長
古 川 隆 史	フルカワ タカフミ	柏市議会議員
堀 田 き み	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会代表
水 野 治太郎	ミズノ ジタロウ	麗澤大学名誉教授
山 名 恵 子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会会長
吉 田 勝 彦	ヨシダ カツヒコ	柏市ふるさと協議会連合会会長

■市等出席者

保健福祉部	部長	下 隆 明
	次長(兼)保健福祉総務課長	上 野 哲 夫
	次長(兼)高齢者支援課長	秋 谷 正
	福祉活動推進課長	佐 藤 高 市
	障害福祉課長	枝 川 政 子
	生活支援課長	酒 巻 薫
	保健福祉総務課 主幹	込 山 浩 良
	保健福祉総務課 副主幹	田 中 時 代
	保健福祉総務課 主査	佐 藤 正 和

(オブザーバー)

市社会福祉協議会	柏市社会福祉協議会事務局長	村 田 恒
----------	---------------	-------

第1回分科会でいただいた主なご意見と条例制定の考え方について

【主なご意見と対応】

1. 民生委員の負担を考えるにあたっては、主任児童委員を除いた民生委員の数で検討すべきではないか。

⇒資料3にて修正。541人ではなく主任児童委員を除いた497人で修正しました。

2. 地域活動の中で高齢化が進んでおり、民生委員の業務が幅広くなっているため、手助けをしてくれるような支援員も必要ではないか。

⇒別途検討を行っていきます。

3. 成り手確保のためには、民生委員の業務をこれ以上増やさないことが必要である。

⇒上記2とともに検討を行っていきます。

4. 定数を条例に盛り込むことはしないのか。3年に一回の条例改正なら支障はないのではないか。

⇒別記【条例制定の考え方】による。

5. 条例の中で定数の幅を持たせたり、負担を増やさないようにするなどの規定をすることは可能か。

⇒定数幅については国の参酌基準により示すとおりとすることで可能。民生委員の負担については、多岐にわたる業務量を特定し、規定として盛り込むことは難しいため、一斉改選時に行う検討会にあわせ民生委員（協議会）とのヒアリングを行いながら、その時々負担把握に努め、適切に定数に反映していきます。

6. 民生委員一人当たりの業務量をこれ以上増加させないという趣旨で、条例の中に「3年ごとの改選期において過去3年間の業務量の増減に応じて、定数の見直しを行う」などの規定を設けることはできないか。

⇒上記5のとおり業務量の特定が困難であるため、当審議会の意見として答申案に反映していきます。

【条例制定の考え方】

民生委員ヒアリングの結果からも、担当世帯数だけでなく、高齢者世帯の比率が業務量の増となり負担感の増にもつながっている現状から、今後、高齢化が進む中で現行定数を削減する理由はないことから・・・

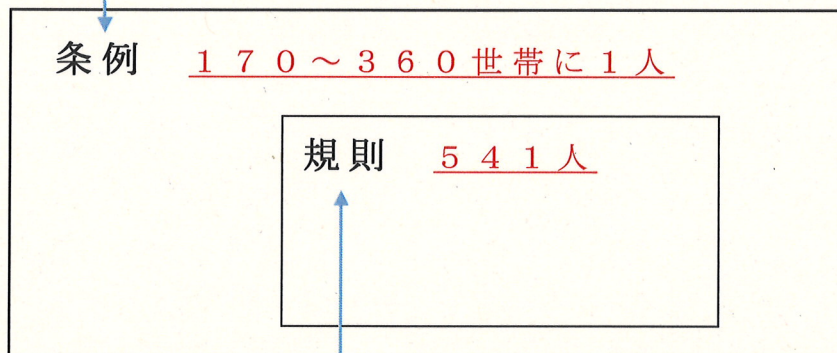
現行定数を後退させない基準を要する。

ことを基本とします。

なお、定数（人数）については、これまでも現職の民生委員や町会等からの要望を尊重して決められています。この経過については、健康福祉審議会の地域健康福祉専門部会にお知らせしていきます。

■ 条例と規則の関係

柏市の高齢者数の増加，障害者，子ども，生活困窮者の現状を考慮し，定数範囲を規定（議会審議）



民生委員，町会等区域の実情に応じた柔軟な変更を可能にする規定（市長部局）

■ 条例制定スケジュール（予定）

月	5月	～	10月・11月	12月	H27.4月
内容	健康福祉審議会地域健康福祉専門部会（諮問）	民児協・町会等実態ヒアリング 素案作成	地域健康福祉専門部会（審議・答申）	12月議会へ条例案上程	条例施行

■（参考）一斉改選時のスケジュール（案）

月	3～5月	～9月	11月	12月
内 容	説明会 町会等推薦依頼	推薦会 地域健康福祉専門分科会 (報告)	規則改正	一斉改選

【活動支援についての検討】

成り手探しに苦慮している現状については，町会等への民生委員制度の意義や実際の活動内容の周知などを進めていきます。

また，さまざまな町会活動との連携など定数基準とは別に検討を行っていきます。

なお，民生委員の支援協力員についても，先行事例を参考にしながら，柏市の現状に沿って検討を行っていきます。

■（参考）民生委員協力員制度について

(1) 千葉市 H26.7～

活動内容	・地域住民から相談を受け必要な助言・援助 ・見守り対象者への定期的訪問，安否確認 ・民生委員に協力して行う調査 ・敬老会など地域イベントへの参加 など ※いずれも民生委員への報告・連絡・相談は必須 ※活動中は身分証「民生委員協力員証」を携帯
委嘱数	96人（H26.7現在）
民生委員数	1,307人（H26.4現在 主任児童委員145人除く）

(2) 新潟市 H24.10～

活動内容	・高齢者障害者等の要支援者に対する友愛訪問等の民生委員活動の補佐（民生委員の指示，指導のもと） ・活動に必要な打合せ，会議への出席 ※いずれも民生委員への報告・連絡・相談は必須
委嘱数	39人（H26.3現在）
民生委員数	1,202人（H26.3現在 主任児童委員149人除く）

「民生委員・児童委員の定数」に係る基準について

1 民生委員法改正の概要

第三次地方分権一括法により、民生委員法第4条が改正され、民生委員・児童委員の定数について、これまで国の基準に従い、知事が市町村の区域ごとに定めていた定数を、柏市が条例で定める必要が生じたため、基準条例を制定するものです。

※ 施行期日 平成26年4月1日（1年間の経過措置あり）

■ 民生委員・児童委員の定数

区分	現行	改正後
民生委員法 第4条	厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が市町村の区域ごとに、市町村長の意見を聴いて定める。	厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに、市町村長の意見を聴いて条例で定める。

■ 民生委員・児童委員の配置基準（H25.12改選時＝541人）

《平成25年7月8日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、

厚生労働省社会・援護局長通知より》

区分	区域（柏市）または事項を担当する民生委員・児童委員①	
配置基準	世帯数に応じて配置 ・ 中核市及び人口10万人以上の市 170～360世帯ごとに1人	
定数	541人	
区分	地区担当民生委員・児童委員	主任児童委員②
配置基準	同上（①-②）	民生児童委員協議会の規模に応じて配置 民生委員・児童委員の定数 39人以下の協議会 2人
定数	497人	44人

※ 柏市概算

169,020世帯（H26.4月）⇒約470人～994人

現定数541人で割り返すと、約312世帯/人

主任児童委員を除いた場合（497人）、約340世帯/人
（基準範囲内）

区域（柏市）又は事項を担当する民生委員・児童委員＝541人

→ 1. 地区担当民生委員・児童委員 ＝ 497人

民生委員はそれぞれの地域において、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者などの援助活動をはじめ、地域福祉に関する相談に応じ、暮らしを支援しています。また、児童委員は児童や乳幼児、妊産婦などの相談や援助を行っています。民生委員は児童委員を兼ねています（児童福祉法第16条）。

→ 2. 主任児童委員 ＝ 44人

民生委員・児童委員の中から指名されます（児童福祉法第16条）。児童に関する相談・支援を担当します。いじめや子育て不安などの相談に応じ、児童相談所や学校などと連携します。児童に関する専門的知識・経験を有して活動しています。

主任児童委員の数を基準定数に含めるか否かについて

【平成25年10月2日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡通知（抜粋）より】

2 主任児童委員の指名に関する定数基準について

法律上、民生委員と児童委員は同一の者が兼ね、主任児童委員は児童福祉法第16条第3項の規定により児童委員の中から指名することとなっています。

5ページの配置基準のこと

したがって、都道府県は基準通知1を参酌し、地域の実情を踏まえて民生委員・児童委員の総定数を条例で定めるものであり、主任児童委員の指名人数は、その定数の中に含まれることとなります。

なお、主任児童委員の指名に関する定数基準は法定されておらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として基準通知の2に示していますので、今後とも地域の実情を踏まえて、必要な人数を指名願います。（以下、略）

条例（規則）に規定する定数基準には、主任児童委員も含まれることとなります。

なお、主任児童委員を除いた民生委員・児童委員の数（497人）を基準に試算した資料は次頁になります。

■事務局案

国の参酌基準と同基準にする

条例案: 170以上360以内の世帯につき 1人の民生委員を置くものとする

※具体的人数は、規則で定める。
今回は現行の定数541人(主任児童委員含む)とする。

■基本データ

	H29/32の根拠	H26	H29	H32
人口(人)	第5期いきいきプラン21より	406,973	419,767	425,853
高齢者人口(人)	第5期いきいきプラン21より	92,606	103,263	107,333
世帯数(世帯)	人口伸率で試算	169,020	174,333	176,861
うち高齢者世帯(世帯)	第5期いきいきプラン21より	66,218	72,345	75,196

■現定数での民生委員一人当たりの負担

※民生委員数には主任児童委員は含めずに試算

	(現定数)	H26	H29	H32
高齢者人口 民生委員1人当たり(人)	(497人)	186	208	216
世帯数 民生委員1人当たり(世帯)	(497人)	340	351	356
高齢者世帯数 民生委員1人当たり(世帯)	(497人)	133	146	151

■現定数での負担を固定した場合の民生委員数

※民生委員数には主任児童委員は含めずに試算

H26時点の民生委員1人当たりの負担(民生委員負担数)を固定すると今後必要となる民生委員数は…		H26	H29	H32
高齢者数基準(人)		497	555	577
世帯数基準(人)		497	513	520
高齢世帯基準(人)		497	544	565

※513人～577人

(H26年度比 16人～80人増)

各年度の最も多い人数を
その年度の世帯数基準に
すると(世帯/人)

340

314

307

※民生委員数には主任児童委員は含めずに試算

		H26	H29	H32
1人当たり的高齢者数(民生委員負担数)を170人とする今後必要となる民生委員数は… ⇒改選時民児協との検討会での意見より	高齢者数基準(人)	545	607	631

※607人～631人

(H26年度比 110人～134人増)

その年度の世帯数基準に
すると(世帯/人)

340

287

280

民 生 委 員 法

昭和 23 ・ 7 ・ 29 ・ 法律 198 号

最終改正：平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号

第 1 条 民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。

第 2 条 民生委員は、常に、人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

第 3 条 民生委員は、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域にこれを置く。

第 4 条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第 5 条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第 6 条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当つては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でない
いと認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対
し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日
以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及
び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、こ
れを厚生労働大臣に推薦することができる。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長1人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前3項で定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民
生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第9条 削除

第10条 民生委員には、給与を支給しないものとし、その任期は、3年とする。た
だし、補欠の民生委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 民生委員が左の各号の一に該当する場合においては、厚生労働大臣は、前
の規定にかかわらず、都道府県知事の具申に基いて、これを解嘱することができる

1. 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

2. 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合

3. 民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合

2 都道府県知事が前項の具申をするに当たっては、地方社会福祉審議会の同意を
なければならない。

第12条 前条第2項の場合において、地方社会福祉審議会は、審査をなすに際して
あらかじめ本人に対してその旨を通告しなければならない。

2 前項の通告を受けた民生委員は、通告を受けた日から2週間以内に、地方社会福
祉審議会に対して意見を述べることができる。

3 前項の規定により民生委員が意見を述べた場合には、地方社会福祉審議会は、

の意見を聴いた後でなければ審査をなすことができない。

第 13 条 民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。

第 14 条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
2. 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
3. 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
4. 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と直接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
5. 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

第 15 条 民生委員は、その職務を遂行するについては、個人の人格を尊重し、その上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によつて、差別若しくは優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。

第 16 条 民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 前項の規定に違反した民生委員は、第 11 条及び第 12 条の規定に従い解嘱せらるるものとする。

第 17 条 民生委員は、その職務に関して、都道府県知事の指揮監督を受ける。

2 市町村長は、民生委員に対し、援助を必要とする者に関する必要な資料の作成に依頼し、その他民生委員の職務に関して必要な指導をすることができる。

第 18 条 都道府県知事は、厚生労働大臣の定める基準に従い、民生委員の指導訓練に関して計画を樹立し、これを実施しなければならない。

第 19 条 削除

第 20 条 民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。

2 前項の規定による民生委員協議会を組織する区域を定める場合においては、特別の事情のあるときの外、市においてはその区域を数区域に分けた区域をもつて、町村においてはその区域をもつて 1 区域としなければならない。

第 21 条から第 23 条まで 削除

第 24 条 民生委員協議会の任務は、次のとおりとする。

1. 民生委員が担当する区域又は事項を定めること。
 2. 民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
 3. 民生委員の職務に関して福祉事務所その他の関係行政機関との連絡に当たること。
 4. 必要な資料及び情報を集めること。
 5. 民生委員をして、その職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせること。
 6. その他民生委員が職務を遂行するに必要な事項を処理すること。
- 2 民生委員協議会は、民生委員の職務に関して必要と認める意見を関係各庁に具し、することができる。
- 3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の組織に加わり、することができる。
- 4 市町村長及び福祉事務所その他の関係行政機関の職員は、民生委員協議会に出頭し、意見を述べることができる。

第 25 条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により会長 1 人を定めなければならない。

- 2 会長は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、会長の任期その他総務に関し必要な事項は、政令

定める。

第 26 条 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。

第 27 条 削除

第 28 条 国庫は、第 26 条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生労働大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。

第 29 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下本条中「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下本条中「中核市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市（以下本条中「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第 29 条の 2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第3期柏市地域健康福祉計画の重点施策について

重点施策1

社会的孤立防止

＝見守り体制の充実＝

これまでも、民生委員による声かけ訪問などで、孤立防止の主な支援対象者として、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に重点を置いた施策を実施してきました。しかし、昨今、保護者や介護者が亡くなったことにより子どもや要介護者が死に至る事例や自ら行政や地域からの支援を拒否した結果死に至る事例など、これまで地域や行政が実施してきた取組みの対象になっていない人が死に至るという新たな傾向が見受けられます。

このような中、孤立（危険）発見時の現実的な対応策と孤立させない（引きこもらせない）ための生きがいつくりや地域の居場所づくりといった予防策との両面から検討を進めていく必要があります。現在は民間事業者等との見守り協定などの具体施策の実施に向け、社会的孤立防止庁内検討会で検討を行っています。

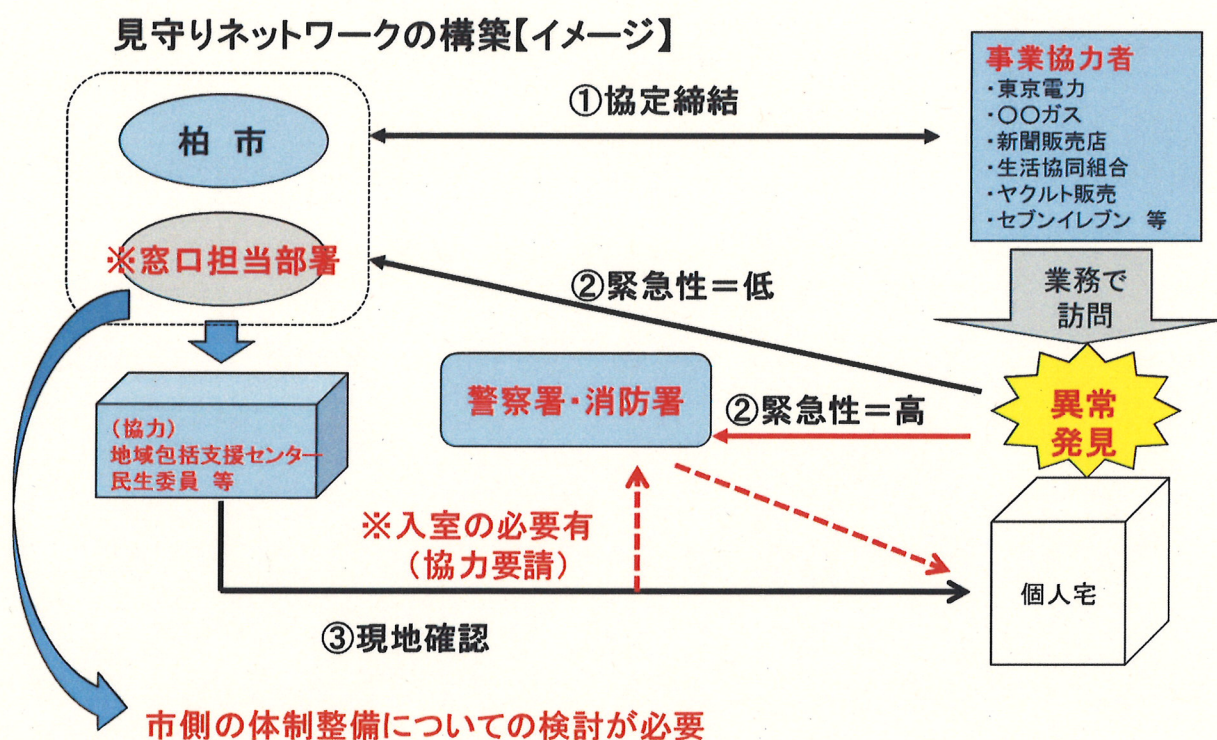
■ 社会的孤立防止庁内検討会

1 実施状況

開催日	検 討 事 項	メンバー
H26. 8. 20	(1)趣旨説明 (2)情報共有 (3)今後のスケジュール ほか	【参加部署】 協働推進課 地域支援課 保健福祉総務課 高齢者支援課 障害者相談支援室 福祉活動推進課 生活支援課 保健予防課 地域健康づくり課 子育て支援課 こども福祉課 柏市社会福祉協議会
H26. 10. 16	(1) 具体的事業の検討 ・見守り対象の検討 ・見守り協定にむけた庁内体制の整備	
H26. 11. 中旬	(1) 具体的事業の検討 ・具体事例についての検討 以降2回程度を予定	

2 検討会の要点・課題

項 目	内 容
民間事業者との見守り協定締結に向けた窓口の一本化， 庁内連携体制の整備	宅配サービス事業者やライフライン関係事業者（電気・ガス等）などとの見守り協定の締結に向けた通報受付窓口の一本化について検討。通報があった場合の連携が円滑に行えるよう庁内体制の整備を図る。 【課題】 ・鍵を壊す場合の判断，費用負担



第3期柏市地域健康福祉計画の重点施策について

重点施策2

虐待防止

＝各分野別計画への位置付け等＝

平成27年度から5年間を計画期間とする「柏市子ども・子育て支援事業計画」では、虐待防止に関する施策について、「児童虐待防止に関すること」として位置づけ、「柏市における児童死亡事例の検証結果報告書」（平成24年4月）に基づいて進めてまいります。

また、現在見直しを進めている平成27年度から3か年のノーマライゼーションかしわプラン・柏市障害者基本計画（中期計画）の中で、「第3章施策体系別計画」・「柱2情報提供・相談，権利擁護体制の確立」・「3権利擁護体制の充実」の項目において，障害者虐待の未然防止と権利擁護体制の強化を目的に，①虐待の相談体制の充実，②虐待防止に関する研修等の強化，③障害福祉サービス事業所に対する監査体制の強化，④成年後見制度利用支援事業の推進等といった取り組みとそれぞれの関連事業を「ノーマライゼーションかしわプラン」に掲載することで，事業推進していく予定です。

高齢者虐待については，現在策定中の「第6期柏市高齢者いきいきプラン21（H27～H29）」の中で，重点施策『権利擁護の充実』の中の主な取り組みとして，「高齢者虐待防止の普及啓発，高齢者虐待防止ネットワークの推進」などを記載していく予定です。

＝専門機関等の連携＝

柏市及びそれに関連する福祉，保健，医療，司法等の各機関が連携して高齢者虐待防止とその啓発を行うこと，及び高齢者虐待を早期に発見し，高齢者とその家族への支援を行うことを目的として，「柏市高齢者虐待防止ネットワーク」を設置しており，平成26年度は第1回目を平成26年7月3日に開催し，高齢者虐待の状況報告や事例報告，情報交換を行ったところです。

■主な相談・通報件数

内容	件数	傾向等
家庭児童相談	相談件数 789件（H25） 205件（H26※9月末現在） ：調査依頼分除く	相談内容は多問題かつ複雑化しており，児童虐待に対する専門的な知識や相談援助技術の向上が要求される。 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等に関する広報・情報提供の着実な実施を目指し，虐待連携機関の効果的な連携強化を図っていく。
障害者虐待	通報届出件数 55件（H25） 19件（H26※9月末現在）	受付件数としては，養護者による虐待が最も多く，次いで施設従事者によるもの。虐待ありと判断したのは，養護者によるものが最も多かった。 養護者による虐待ありと判断したケースでは，被害者，加害者を含めた世帯全体が困窮している場合が多かった。 高齢者や児童などの虐待部門と連携して対応する必要がある事例が増えた。
高齢者虐待	通報件数 53件（H25） 25件（H26※9月末現在）	
女性に関する相談（DV相談）	相談件数 344件（H25） 193件（H26※9月末現在）	DVの相談件数は右肩上がりの状態である。ちなみに平成24年度の相談件数は242件。

第3期柏市地域健康福祉計画の重点施策について

重点施策3

生活困窮者支援

＝重点施策への位置付け＝

社会経済環境の変化に伴い現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者の増加する中、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却しうるよう支援策を進めていきます。

なお、平成27年度から生活困窮者自立促進支援制度が本格実施（26年度はモデル事業）される中、生活保護世帯のこどもの経済、教育状況の固定化など貧困の連鎖も課題となっています。

■生活保護受給世帯

年度	23年度	24年度	25年度
世帯数	2,704	2,858	3,005
うち高齢者世帯	1,119	1,235	1,383

＝主な取組み＝

1. 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施

生活保護にいたる前の段階の自立支援を促すため生活困窮者自立支援法による諸施策の実施が27年度から開始されることに先立ち、26年度は同制度の円滑な導入を目指すモデル事業が実施され、柏市ではこのモデル事業にエントリーしています。

また、柏市では平成20年度から地域生活支援センター事業を実施しており本モデル事業の実施に当たりすでに地域に根ざしてきている同センター事業を活用しています。

■実施状況

事業名	支援件数（9月末）
自立相談支援事業	69件
就労準備支援事業	19件
家計相談支援事業	5件

2. 地域生活支援センター

関係機関とのネットワークの構築に向け、地域生活支援センター会議を行いました。

■ 地域生活支援センター会議開催実績（H 2 5）

	支援調整会議	連絡調整会議	運営委員会
構成	相談支援関係庁内各課担当者	ハローワーク，警察，庁内関係部署所属長	民生委員，包括支援センター，病院，障害者施設，リーガルサポート，消費生活センター等
開催実績	5 回	2 回	4 回

3. 貧困の連鎖防止

学習支援事業として中学生を対象に進学のための毎週の学習会を開催する高校進学支援プログラムを実施し，27年度から生活困窮者自立促進支援制度の一環として実施する予定です。

また，本年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」に基づきこども部との協力を図っていきます。

第3期柏市地域健康福祉計画の重点施策について

重点施策4

新たな担い手の創出とコーディネート

＝地域活動センターの取組み＝

地域で活動をしたい人と支援を必要とする人とのコーディネートを通じ、町会等の地縁団体やNPO団体等の目的型組織の活動を支援する拠点として、社会福祉協議会と連携し近隣センター内に地域活動センターを開設しています。

既に北部・南部・沼南地区に3箇所あり、4箇所目として中央地区への設置を現在検討しています。

身近な福祉の相談窓口として利用されるとともに、ボランティア育成等講座を通じ、地域における人材発掘を展開しています。

また、さまざまな講座を通して、継続して地域人材の育成に努めています。

■ 地域活動センター



風早南部地域
活動センター

開設日：
火・水・金
10時～16時

場所：
高柳近隣センター
2階



松葉地域
活動センター

開設日：
月・木・金
10時～16時

場所：
松葉近隣センター
1階



光ヶ丘地域
活動センター

開設日：
火・水・木
10時～16時

場所：
光ヶ丘近隣センター
2階

■地域活動センター及び講座等利用実績

講座名	実績	内容等
地域活動センター	利用件数 H 2 5 (1)風早南部地区（高柳K C 内） 9 9 8 件 (2)松葉地区（松葉K C 内） 9 9 3 件 (3)光ヶ丘地区（光ヶ丘K C 内） 8 2 0 件 H 2 6 ※ 9 月 末 現 在 (1)風早南部地区（高柳K C 内） 5 2 9 件 (2)松葉地区（松葉K C 内） 5 0 1 件 (3)光ヶ丘地区（光ヶ丘K C 内） 3 7 9 件	総合福祉相談，ボランティアコーディネート，地域組織との連携・活動支援等を実施。 ボランティア育成講座を実施したり，地域のN P O との連携により町会単位の助け合い活動を推進したりするなど，気軽に立ち寄れる場として地域活動を支援。
市民活動講座 （協働推進課）	参加者数 3 5 人（H 2 5） 5 6 人（H 2 6 ※ 9 月 末 現 在）	市の支援制度について説明したほか，P R 方法，チラシ作成時のデザインカパワーアップ講座（コトバ編・デザイン編）を実施。
手話通訳者 養成講座 （障害福祉課）	受講者数 4 人（H 2 5） 4 人（H 2 6 ※ 9 月 末 現 在）	障害者自立支援法が障害者総合支援法へと改正され，専門性の高い手話通訳者，要約筆記者の養成事業が必須となり，意思疎通支援者の重要性がさらに高まる中，今後，障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）により，「合理的配慮」が官民求められるにあたり，担い手の育成の更なる充実が求められる。
要約筆記者 養成講座 （障害福祉課）	受講者数 1 2 人（H 2 5） 1 2 人（H 2 6 ※ 9 月 末 現 在）	出前講座が基本であり，依頼元は，町会サロンやボランティアなどが多かったが，近年では金融機関や企業からの依頼も増え，職域に合った内容で講座を展開している。 具体的なボランティア活動など高齢者へのサポートを希望する受講者には，社会福祉協議会の人材育成プログラムを紹介している。
認知症サポーター 養成講座 （福祉活動推進課）	受講者数 1, 3 7 6 人（H 2 5） 3 0 9 人（H 2 6 ※ 9 月 末 現 在）	